

証券コード 3998
2026年3月6日
(電子提供措置の開始日2026年3月5日)

株主各位

東京都千代田区内神田一丁目14番10号
株式会社すららネット
代表取締役 湯野川 孝彦

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、弊社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】
<https://surala.co.jp/ir/stock/meeting/>
「2025年12月期」よりご確認ください。



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】(東証上場会社情報サービス)
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>
銘柄名(会社名)「すららネット」又は証券コード「3998」にて検索し、
「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご確認ください。



インターネット及び書面による議決権の事前行使にあたっては、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2026年3月26日(木曜日)午後6時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 開催日時：2026年3月27日(金曜日) 午前11時30分
(受付開始 午前11時)
※本年の定時株主総会は、開始時刻が昨年と異なりますので
ご留意ください。
- 場 所：東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1
KANDA SQUARE (神田スクエア) 3階 SQUARE ROOM
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項： 1. 第18期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、
連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算
書類監査結果報告の件
2. 第18期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類
報告の件

決議事項：

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ・議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

【ご案内】事業説明会のお知らせ

本総会終了後、同会場にて事業説明会の開催を予定しております。お時間の許す株主様は引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

本総会の決議内容につきましては、書面による決議通知の送付は行わず、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

議決権の行使についてのご案内

■ 事前に議決権を行使いただく場合



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のお手続きをご確認の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2026年3月26日（木曜日）午後6時30分まで



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年3月26日（木曜日）午後6時30分必着

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2026年3月27日（金曜日）午前11時30分

❗ ご注意事項

- ・書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合、インターネットを有効な議決権としてお取り扱いします。
- ・インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- ・議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認の上、パソコン、スマートフォン又はタブレットから、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法 (スマートフォン・タブレット等から)

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※QRコードは株デンソーウェブの登録商標です。

ご注意事項

- 午前2時30分から午前4時30分までの間にご利用いただけません。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱いは、
 - (1) 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

「ログインID」「仮パスワード」を入力する方法

- 1 議決権行使サイトへアクセス
<https://evote.tr.mufg.jp/>



- 2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

● システム等に関するお問い合わせ ●

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（午前9時～午後9時、通話料無料）

第18期 事業報告

(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループを取り巻くeラーニング市場は、GIGAスクール第2期の整備や生成AIの進展を背景に、学びの個別最適化や教育DXの新たな段階へと移行しつつあります。一方で、補助金事業の縮小や不登校・発達支援市場の競争激化など、短期的な需要変動も見られ、依然として厳しい経営環境が続いております。

こうした状況下において、当社は、「教育に変革を、子どもたちに生きる力を。」を企業理念に掲げ、教育現場の課題解決を起点とした社会的価値創出と、持続的な事業成長の両立を基本方針として事業を推進してまいりました。

開発では、2026年4月のリリースを予定している次世代デジタル学習サービス「Surala-i (すららアイ)」の開発が順調に進捗いたしました。生成AIの活用や進化したUI/UXなどの特長は、自治体から高い評価を受けております。加えて、高校必修教科目「情報I」や、探究学習教材「Surala My Story」、 「すららにほんご」のJLPT対策コースを新たにリリースし、コンテンツのさらなる拡充を図りました。

国内市場では、BtoC市場における不登校支援を通じて蓄積してきた学習支援ノウハウを、自治体・公教育機関・フリースクール等のマルチチャンネルに展開をしてまいりました。その結果、自治体の不登校支援における「すらら」の導入数は過去最高を更新し、利用ID数は直近5年で約15倍へと拡大いたしました。また、民間のフリースクールでの採用も着実に増加し、収益機会の創出に寄与しております。

さらに、海外市場で先行して導入が拡大している日本語教育ICT教材「すららにほんご」は、国内の公教育等においても広がりが見えつつあります。日本語教育分野は国内外において新たな成長領域としての可能性を広げております。

学校市場全体では、補助金採択校の減少等による影響を、大手企業とのアライアンスを通じた大型自治体への導入や、不登校支援、専門学校などの高等教育への導入により補完した結果、導入校数及びID数はいずれも増加しました。民間教育市場全体では、ローカル中堅・大手塾への小学生業態やフリースクールの提案、放課後等デイサービスへの導入が堅調に推移し、導入校舎数は前年を上回りました。BtoC市場では競争激化により利用ID数が減少となりましたが、不登校支援に関する文部科学省への提言や、不登校ポータルサイトの開設などを通じ、不登校分野における当社の社会的役割は一層明確となっております。

また、保護者向け子育て支援サービス「ほめビリティ」の本格提供を開始しました。今後は、学びの継続を支える社会的インフラとしての価値を訴求し、利用ID数の回復及び拡大を目指してまいります。

海外市場におきましては、カンボジア教育・青少年・スポーツ省と締結した協力覚書(MOU)に基づき、同覚書に掲げる「今後5年間で公立学校を含む様々な教育機関において、約2万人の児童生徒へのデジタル学習の普及を目指す」という目標に向けた第一歩として、教育省傘下の付属小学校を含む公立小学校4校において「Surala Math」の実証事業を開始しました。また、インドネシアを中心に「すらら にほんご」が現地の職業訓練校等で広がりつつあり、グローバル展開も着実に進展いたしました。

その結果、すららネット経営指標である、課金対象導入校数と利用ID数の当期末時点における導入校数は3,278校(前年同期比758校増加)、利用ID数は268,288ID(前年同期比20,310ID増加)となりました。

次世代サービス開発を含む将来成長に向けた投資を継続しており、営業・開発体制の拡充や新コンテンツ開発等に積極的に取り組んでおります。

その結果、当社グループ全体の当連結会計年度における売上高は1,932,007千円(前年同期比0.8%減)、売上原価は750,790千円(前年同期比9.1%増)、販売費及び一般管理費は1,115,595千円(前年同期比6.4%増)となりました。

また、当社グループ全体の当連結会計年度における営業利益は65,621千円(前年同期比69.0%減)、経常利益は73,382千円(前年同期比66.9%減)となりました。第3四半期連結会計期間において、固定資産除却損及び減損損失を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は3,780千円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益72,896千円)となりました。

なお、当社グループの事業セグメントは、eラーニング、受託開発、アプリ開発ではありますが、受託開発及びアプリ開発の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント毎の記載を省略しております。

〈課金対象導入校数及び利用ID数〉

年月	導入校数				利用ID数				
	学習塾	学校	海外	合計	学習塾	学校 (注2)	海外	BtoC	合計
2025年12月末	1,261	1,926	91	3,278	17,109	243,992	3,901	3,286	268,288

(注) 1. 当社ICT教材の導入校数、利用ID数を各マーケット毎に表しています。

2. 上記推移でご利用いただいている当社ICT教材は以下となります。

すらすら：主要6教科の学習を理解度に合わせて進めることができるアダプティブなICT教材
すらすらドリル：ドリル機能、テスト機能に特化した公立小中学校向け「すらすら」の姉妹版

ICT教材

すらすらSatellyzer：宇宙をテーマに必要な基礎スキルを身につけていく高校生向け探究学習
ICT教材

〈公立学校の導入校数及び利用ID数〉

年月	公立学校（注1）		探究的な学び支援（注2）	
	学校数	利用ID数	学校数	利用ID数
2025年12月末	1,652	196,565	52	15,640

(注) 1. 探究的な学び支援、探究・校務改革支援により利用している学校数・利用ID数を含めていますが、当社既存契約校舎が採択された補助金申請分の学校数・利用ID数は控除しております。

2. 探究的な学び支援、探究・校務改革支援により利用している学校数・利用ID数から、当社既存契約校舎が採択された学校数・利用ID数は控除しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の総額は783,966千円であり、その主な内容は当社におけるサービスの新規開発に伴うソフトウェアに関連する支出であります。

(3) 資金調達の状況

特記事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第15期 (自 2022年 1月1日 至 2022年 12月31日)	第16期 (自 2023年 1月1日 至 2023年 12月31日)	第17期 (自 2024年 1月1日 至 2024年 12月31日)	第18期 (当連結会計 年度) (自 2025年 1月1日 至 2025年 12月31日)
売 上 高 (千円)	2,147,821	2,145,874	1,947,983	1,932,007
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円) 又は親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	355,399	304,349	72,896	△3,780
総 資 産 (千円)	2,669,527	2,708,655	2,637,020	2,481,395
純 資 産 (千円)	2,068,794	2,251,609	2,263,346	2,206,206
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) 又は1株当たり 当期純損失 (△)	53.10	46.30	11.23	△0.60

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、算定上の基礎となる期末普通株式数に従業員インセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP-RS)」制度の信託口が所有する当社株式を控除対象の自己株式に含めております。

2. 表示単位未満は切り捨てております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第15期 (自 2022年 1月1日 至 2022年 12月31日)	第16期 (自 2023年 1月1日 至 2023年 12月31日)	第17期 (自 2024年 1月1日 至 2024年 12月31日)	第18期 (当事業年度) (自 2025年 1月1日 至 2025年 12月31日)
売 上 高 (千円)	2,066,668	2,073,166	1,901,663	1,847,371
当 期 純 利 益 (千円)	377,811	325,227	29,854	1,948
総 資 産 (千円)	2,671,197	2,733,588	2,625,706	2,550,655
純 資 産 (千円)	2,090,824	2,301,539	2,281,512	2,235,347
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	56.44	49.48	4.60	0.31

(注) 1. 表示単位未満は切り捨てております。

2. 1株当たり当期純利益は、算定上の基礎となる期末普通株式数に従業員インセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP-RS)」制度の信託口が所有する当社株式を控除対象の自己株式に含めております。

(9) 対処すべき課題

当社グループが認識している対処すべき課題は、次のとおりであります。

① コンテンツの拡充

eラーニング事業では、従来の「国語・算数／数学・英語・理科・社会」に加え、理科の新科目として「科学と人間生活」、及び新教科「情報Ⅰ」をリリースしました。「情報Ⅰ」ではプログラミングを実施できる環境を整え、より実践的な体験ができるようになっていきます。また、変化の激しい現代社会への対応力を高める力を養うことを目的とする探究教材の1つとして、「Surala Satelizer」に加え、新たに「Surala My Story」をリリースしました。今後も多様化する教育ニーズに対応すべく、教育関連企業等と協働して新しい技術を活用し、新分野でのコンテンツの制作に邁進してまいります。

② 開発体制の構築

eラーニングコンテンツの技術革新のスピードは、生成AIの登場により一層加速し、新たなサービスや競合他社の参入により市場における競争は激化しております。当社が競合企業とのサービスの差別化、競争優位性の確立を図るためには、新たな技術への迅速な適応とそれに伴う開発体制の構築が不可欠となります。

当社グループはこれらを実現するために、社内開発スタッフの技術向上、グループ会社間との連携、外部からの優秀な人材の採用、最先端の技術動向の調査、ビッグデータを活かした商品開発等に継続的に取り組んでまいります。

③ 情報管理体制の強化

当社グループでは、セキュリティの確保や情報管理体制の継続的な強化を行っていくことが重要であると考えております。2021年よりISMSを取得しており、情報管理にかかる施策には万全の注意を払っていますが、今後も情報管理体制の強化・整備を行ってまいります。

④ 優秀な人材の確保と育成及び生産性の向上

当社グループの持続的な成長のためには、当社グループの経営理念や事業内容に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用し、開発体制、営業体制、管理体制を整備していくことが重要であると認識しております。前期においては、事業基盤の強化を目的としてグループ全体で4名の増員を行い、体制の充実を図りました。当社eラーニング事業では、営業部門の人材が、顧客の課題解決に向けての啓蒙や提案、継続的な支援を行うコンサルティング能力を向上させることが必要不可欠であり、今後も人材育成に注力してまいります。同時に全社

を挙げて生成AIの利活用・業務のDX化を推進し、グループ全体の生産性を向上してより付加価値の高いサービス提供を目指してまいります。

また、受託開発事業及びアプリ開発事業のファンタムスティック社では、専門性やスキルを有する人材の確保と育成が重要な課題であり、引き続き積極的な採用活動を行います。

⑤ システムの強化

当社グループはインターネット上でサービスを提供しており、システムの安定稼働及びセキュリティ確保は事業継続上の重要課題です。

現行システムについては、創業期から段階的に機能拡張を行ってきた背景を踏まえ、外部からの不正アクセス対策（WAF、IDS/IPS）や監視ツールによる異常検知などを実施し、有事の際には迅速に対応できる体制を整えています。

さらに、2025年より、設計段階からセキュリティを考慮した次世代基盤の構築を計画・推進しており、移行後は定期的な脆弱性診断の実施や、法令・規制への対応をシステム上で担保できる仕組みの構築を進めてまいります。

あわせて、外部専門家の活用やサイバー保険への加入など、技術・運用・リスク分散の観点から多層的な対策を講じることで、システムの信頼性と事業の持続性を高めてまいります。

⑥ 内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化

当社グループのさらなる事業の拡大、継続的な成長のためには、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化が重要な課題であると認識しております。当社は、監査等委員会及び内部監査部門、任意の諮問機関である指名委員会・報酬委員会、並びに会計監査人との連携、定期的な内部監査の実施、経営陣や従業員に対する研修の実施等を通じて、内部管理体制の強化に取り組んでいく方針です。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

当社グループは、当社とファンタムスティック社の計2社で構成されています。環境に左右されず、どのような子どもたちにも最適な「教育の機会」を提供することを目指しております。報告セグメントとしては「eラーニング事業」、「受託開発事業」及び「アプリ開発事業」の3つに区分しています。

当社eラーニング事業では、主に小学生・中学生・高校生を対象に、ICT学習教材「すらら」「すららドリル」等を、海外の顧客を対象に「すららにほんご」「SuralaMath」のサービス提供を行っております。また、当社サービスを導入する顧客に対して、当社サービスを活用した教育カリキュラムの企画・提案や、独立開業の各種支援、勉強会の定期開催等による各種経営支援サービス、他社とのコラボレーションによるコンテンツの提供等を行っております。

受託開発事業では、教育にかかるコンテンツやアプリ等受託開発及び関連する保守やメンテナンスサービスの提供を行っております。

アプリ開発事業では、ゲーミフィケーションを活かした学習コンテンツを自社開発し、App Store等よりダウンロードをして活用いただく知育アプリの提供を行っております。

当社グループは全セグメントの売上高、営業損益の合計額に占めるeラーニング事業の割合が、いずれも90%を超えるためセグメントの情報を記載せず、主要な事業についてのサービス概要を記載いたします。

eラーニング事業を担う当社の教材は、学習塾や学校など現場の声を参考にサービスの改善を行う「SuRaLabo」プロジェクトや大学との共同研究など、コンテンツの改善や利用者の学習効果向上に向けて様々な取り組みを行っております。また、教育業界や市場の動向分析の元、「情報I」や探究学習教材「Surala My Story」、「すららにほんご」等、新たなサービス開発を行っております。今後も市場や業界の変化を先読みし、学習履歴といったビッグデータの利活用や、各教育機関との連携などを行い、学習効果の高いサービスの提供を目指していきます。

国内の少子化の傾向は今後も継続することから、海外の市場開拓を目指し、独立行政法人国際協力機構や経済産業省から採択を受けた各種事業等を契機として、スリランカ、インドネシア、エジプト、カンボジア等で本サービスの需要があり、提供を行っております。

当社eラーニング事業が提供するサービスの内容は以下のとおりです。

① 「すらら」「すららドリル」「Surala Math」「すららにほんご」の提供

AI×アダプティブラーニング教材「すらら」は小学校から高校までの国語、算数／数学、英語、理科、社会、情報Ⅰの6教科の学習を、先生役のアニメーションキャラクターと一緒に、一人一人の理解度に合わせて進めることができるアダプティブなeラーニング教材です。レクチャー機能、ドリル機能、テスト機能により、一人一人の習熟度に応じて理解→定着→活用のサイクルを繰り返す、学習内容の定着をワンストップで実現できます。初めて学習する分野でも一人で学習を進めることができる特長を生かし、小・中・高校、専門学校や学習塾をはじめ、放課後等デイサービス等においても活用が広がっています。また、新たな個別最適化の取り組みとして、認知特性診断「Surala LIFT」と、認知特性別学習教材「漢字アドベンチャー」を追加しました。

「すららドリル」は、アダプティブなドリルと自動作問・採点機能を有するテストからなり、「すらら」の姉妹版として主に公立小中学校向けに提供しています。

「Surala Math」は、従来提供していたインタラクティブなアニメーションを通じて加減乗除の四則計算を中心としたICT教材「Surala Ninja!」に、「すらら」の算数／数学のローカライズ版を加えた海外向けICT教材です。スリランカ向けのシンハラ語版、インドネシア向けのインドネシア語版、エジプトやカンボジア、フィリピンで活用されている英語版があります。

「すららにほんご」は、国内外の外国にルーツを持つ人たちが就労・留学・生活に必要なレベルの日本語を習得できるICT教材です。

② 「すらら」等を導入する顧客に対する経営支援

学習塾や学校等の顧客に対して、「すらら」等を現場で活用した教育事業の提案やカリキュラム提案、成功事例・各種ノウハウの提供等の経営支援サービスを提供しております。また、当社のサービスを使って学習塾を独立開業される方等に対して、物件探索や資金調達・販売促進活動・その他塾経営に必要な情報や研修等を提供する開業支援サービスも提供しております。

③ 他社とのコラボレーションによるコンテンツサービスの提供

当社は「すらら」をはじめとする自社教材に加え、他社コンテンツとの連携により、サービスの品揃えを拡充し、顧客満足とユーザーの拡大を目指しております。当社は、他社との協働により、英語の発話トレーニングができるAI機能等を提供しております。

④ BtoC受講者に対する包括的なサポート

当社のBtoC顧客の中には、不登校、発達障がい、学習障がいなど、悩みの深い家庭が多数含まれています。当社では、保護者への包括的なサポートを目指し、「すららコーチ」による保護者向けコーチングや、保護者向け子育て支援サービス「ほめビリティ」、心理・教育アセスメントサービス「KABC-II」の提供を行っています。また、不登校生がICT教材を活用することにより出席認定を得られる制度を活用するためのセミナーやアドバイス活動など、悩みの深い家庭の課題に寄り添い、包括的なサポートを行っています。

(11) 主要な事業所（2025年12月31日現在）

① 当社

本店 東京都千代田区

② 子会社

ファンタムスティック株式会社 東京都港区

(12) 使用人の状況（2025年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
104名	増減無

② 当社の使用人の状況

使用人数	前年度末比増減
90名	1名増

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
ファンタムスティック株式会社	100,000千円	52.2%	子ども向け知育アプリ開発、 学習コンテンツ開発

(14) 主要な借入先及び借入額の状況（2025年12月31日現在）

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2025年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 21,420,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,694,764株（自己株式270,470株含む）
- (3) 株主数 5,875名

(4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
湯野川 孝彦	1,333,534株	20.76%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	475,700株	7.40%
柿内 美樹	407,118株	6.34%
株式会社マイナビ	215,000株	3.35%
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	114,676株	1.79%
株式会社SBI証券	100,204株	1.56%
竹内 淳子	95,596株	1.49%
楽天証券株式会社共有口	90,700株	1.41%
植田 祐丞	69,700株	1.08%
安田 文直	67,900株	1.06%

(注)持株比率は、自己株式（270,470株）を控除して計算しております。なお、自己株式には「株式給付信託（J-ESOP-RS）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式114,676株は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

①自己株式の取得

当社は、2025年2月7日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	137,300株
取得価額	48,209,800円
取得日	2025年2月10日から2025年4月30日まで
取得方法	東京証券取引所における市場買付

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの概要

a コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

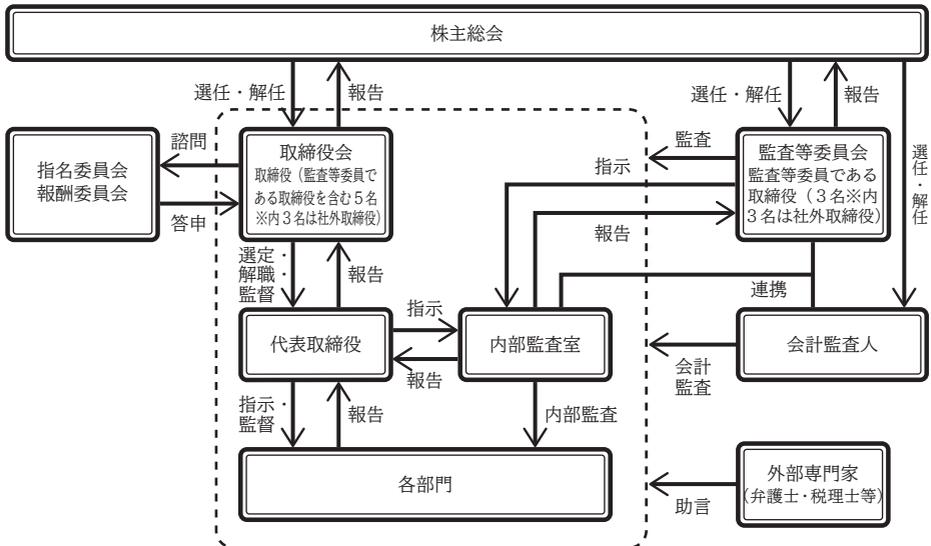
当社は、変化の激しい経営環境の中で、企業が継続的な成長・発展を遂げていくためには、経営の効率性と有効性を高めるとともに、公正で透明度の高い経営体制を構築していくことが不可欠であると考えており、コーポレート・ガバナンスの徹底は重要な課題と位置づけております。

また、今後も社会環境の変化や法令等の施行に応じて、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるためリスク管理や監督機能の強化等を行う方針であります。

b 企業統治の体制の概要及び採用理由

当社は会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置するとともに、任意の諮問機関として指名委員会・報酬委員会を設置しており、また日常的に業務を監視する役割として、内部監査室を設置し、これら各機関の相互連携によって、経営の健全性・効率性を確保することが可能になると判断し、この体制を採用しております。

[コーポレート・ガバナンス体制]



(2) コーポレート・ガバナンスの体制

a 取締役及び取締役会

当社取締役会は5名の取締役(うち社外取締役3名)により構成され、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて随時、臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、業務執行に関する意思決定機関として重要な事項について十分な協議を行い、業務の執行を決定しております。また、取締役会には監査等委員も出席し、業務の執行状況について法令又は定款に違反していないかどうかのチェックを行っております。なお、当社は社外取締役に社外の有識者を迎え入れております。社外取締役は当社の取締役会に出席し、議案審議等にあたり専門的見地からの必要な助言を適宜行っております。

b 監査等委員会

当社監査等委員会は3名(社外取締役3名)によって構成されております。監査等委員は取締役会に出席するとともに、業務監査、各種書類の閲覧等を通じて常時経営全般に関する適法性及び妥当性を監査しております。当社では監査等委員による監査等委員会を毎月1回定期開催するほか、必要に応じて臨時で開催しており、監査方針及び監査計画並びに監査の状況及び結果について適宜協議を行っております。また、社外取締役に弁護士、公認会計士や社外の有識者が就任しており、客観的かつ専門的な視点から監査を行っております。

c 指名委員会・報酬委員会

当社は取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を社外取締役とする指名委員会及び報酬委員会を2020年1月22日に設置いたしました。各委員会は、3名(社外取締役3名)によって構成されております。各委員会において取締役の人事や報酬等を審議することにより、これらの事項に関する客観性・透明性を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

d 内部監査

当社は内部監査室を設置し、業務の適正な運営・改善・効率化を図るために計画的で網羅的な内部監査を、また必要に応じテーマ監査を実施しております。また、内部監査室と監査等委員、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行いながら監査に努めております。

e 会計監査人

当社は太陽有限責任監査法人与監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

5. 会社役員に関する事項（2025年12月31日現在）

(1) 取締役の状況

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	湯野川 孝彦	ファンタムスティック株式会社取締役
取締役	柿内 美樹	ファンタムスティック株式会社取締役
取締役（監査等委員、指名委員、報酬委員） （社外役員）	小林 洋光	株式会社トビムシ取締役 株式会社eumo監査役 特定非営利活動法人国境なき料理団監事 アデコ株式会社執行役員 兼 リーガル&コンプライアンス本部長 国際企業法務協会会長
取締役（監査等委員、指名委員、報酬委員） （社外役員）	藤本 知哉	潮見坂総合法律事務所 株式会社フクロウラボ監査役 一般財団法人渡辺記念育成財団監事
取締役（監査等委員、指名委員、報酬委員） （社外役員）	加藤 慶	株式会社ライナフ監査役 株式会社トリプルアイズ取締役CFO 株式会社ゼロフィールド取締役 株式会社BEX取締役

- (注) 1. 取締役小林洋光氏、藤本知哉氏及び加藤慶氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 当社は取締役小林洋光氏、藤本知哉氏及び加藤慶氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役加藤慶氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、取締役、監査等委員、執行役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

(5) 取締役及び監査等委員の報酬等の額

a 役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2024年3月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

当社の役員等の報酬等に関しては、取締役については2023年3月28日開催の第15期定時株主総会（以下、当該株主総会）において、年額68,000千円以内（うち社外取締役分は3,600千円以内）と決議されております（当該株主総会最終時の取締役の員数は2名、うち社外取締役は0名）。

監査等委員である取締役については当該株主総会において、年額12,000千円以内と決議されております（当該株主総会最終時の監査等委員の員数は3名）。

b 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に係る事項

当社取締役（社外取締役を含まない）の役員報酬は、固定報酬及び非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬で構成されております。固定報酬としての基本報酬は、月例の固定報酬とし、担当職務、各期の業績及び当社の戦略策定と統制への貢献度の評価が行われており、3名の社外取締役で構成されている任意の指名・報酬委員会において、当該結果をまとめた答申を踏まえて、総合的な議論検討を行っており、決定方針に沿うものであると判断しております。

2020年3月27日開催の第12期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、従来の取締役の報酬等とは別枠として、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。

ただし、当該譲渡制限付株式報酬は、原則として譲渡制限期間内に当社の取締役、その他当社の取締役会で定める地位から退任又は退職した場合には、対象取締役に割り当てられた株式は無償で当社が取得するものであります。

この譲渡制限付株式報酬につきましては、取締役会にて役員報酬制度の見直しを行うべく、外部専門機関の指導・助言を受け、数回にわたり議論を重ね、同制度の導入決議に至っております。

また、本制度は、経営指標等を基礎として算定される報酬等（業績連動報酬）ではありません。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、任意の指名・報酬委員会において審議の上、取締役会において決定します。対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、当社監査等委員（社外監査等委員を含む）の役員報酬は、固定報酬のみで構成されております。これらの報酬は、監査等委員である取締役の協議により、監査等委員全員の同意のもと、決定しております。

c 取締役の報酬等の総額等

区分	支給人員	報酬等の額 (千円)	報酬等の種類別の内訳(千円)		
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	2名 (1名)	46,374 (-)	46,374 (-)	- (-)	- (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (3名)	9,072 (9,072)	9,072 (9,072)	- (-)	- (-)
合計	5名	55,446	55,446	-	-

(注)取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役は除く。)2名に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額は、2020年3月27日開催の第12期定時株主総会において、年額16,200千円以内と決議いただいております。

6. 社外役員に関する事項 (2025年12月31日現在)

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

- a. 取締役 小林洋光氏の兼務先である株式会社トビムシ、株式会社eumo、特定非営利活動法人国境なき料理団、アデコ株式会社、国際企業法務協会と当社との間には特別の関係はありません。
- b. 取締役 藤本知哉氏の兼務先である潮見坂総合法律事務所、株式会社フクロウラボ、一般財団法人渡辺記念育成財団と当社との間には特別の関係はありません。
- c. 取締役 加藤慶氏の兼務先である株式会社ライナフ、株式会社トリプルアイズ、株式会社ゼロフィールド、株式会社BEXと当社との間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	主な活動状況
小林 洋光	当事業年度に開催した取締役会、監査等委員会、指名委員会及び報酬委員会の全てに出席し、主に弁護士や事業会社における取締役、監査役等としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの必要な発言を適宜行っております。監査等委員会では、監査結果に基づいた意見交換、監査対応における重要事項等の協議やアドバイスをしております。
藤本 知哉	当事業年度に開催した取締役会、監査等委員会、指名委員会及び報酬委員会の全てに出席し、主に弁護士や事業会社における取締役、監査役等としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの必要な発言を適宜行っております。
加藤 慶	当事業年度に開催した取締役会、監査等委員会、指名委員会及び報酬委員会の全てに出席し、主に公認会計士や事業会社における取締役、監査役等としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの必要な発言を適宜行っております。

7. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	22百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意する旨の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

8. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社グループは業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システム構築の基本方針」に関する取締役会決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

その概要は以下のとおりです。

- a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」や「行動指針」を制定し、役職員はこれを遵守する。
(具体的には、朝礼での各部門の担当役員やマネージャーによる各人への期待事項を踏まえた講話等で企業理念や行動指針の周知徹底を図っております。)
 - (b) 「取締役会規程」をはじめとする社内諸規程を制定し、役職員はこれを遵守する。
(具体的には、朝礼での経営管理グループ等による説明等で社内諸規程の周知徹底を図っております。)
 - (c) 経営管理グループをコンプライアンスの統括部署として、役職員に対する適切な教育研修体制を構築し、社外の有識者を招致した研修等を実施する。
(具体的には、毎年「コンプライアンス等の研修」を実施しております。)
 - (d) 役職員の職務執行の適切性を確保するため、内部監査室が「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。
また、内部監査室は必要に応じて会計監査人や監査等委員と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
(具体的には、原則として四半期ごと及び必要に応じて情報交換を実施しております。)
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
 - (b) 文書管理部署の経営管理グループは、取締役及び監査等委員の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。

- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
 - (b) 取締役会の下に組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応は経営管理グループが行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は各部門の担当部署が行うこととする。
 - (c) 各部門の取締役は、取締役会において担当部門の損益や業務執行の内容を報告し、会社の損益に影響を与え得る重要事項を発見した場合には、代表取締役又は代表取締役が指名する取締役等を責任者とする対策本部を設置し、必要に応じて、弁護士や公認会計士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速な対応を行うとともに損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるものとする。

- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、迅速かつ適切な意思決定を図る。
 - (b) 取締役会のもとに経営管理ミーティングを設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を当ミーティングの参加者に伝達する。
 - (c) 取締役会のもとに各部門の担当取締役やマネージャーで構成されたマネジメント会議を設置し、担当部門から報告された多様なリスクを可能な限り未然に防止できるよう検討を行う。また、代表取締役は各部門の担当取締役やマネージャーに経営の現状を説明し、各部門の取締役やマネージャーは担当部門の業務執行状況を報告する。
 - (d) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

- e 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a) 当社は、グループ会社管理規程を定め、コンプライアンス・プログラムを共通のものとした内部統制を構築し、情報の共有化、指示・要請の効率的な伝達を図り、営業成績、財務状況、その他の重要な情報について当社への定期的な報告会を行う。

- (b) 内部監査による業務監査により、業務全般にわたる経営目標の効果的な達成を目標として、合法性と合理性の観点からの業務遂行を確保する。
- f 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を指名することができる。
 - (b) 監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員会に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
 - (c) 指名された使用人に関する人事異動、人事評価、賞罰等の人事関連事項については、監査等委員会の同意を要するものとする。
- g 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
- (a) 取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び必要な情報提供を行う。
 - (b) 報告及び情報提供の主なものは次のとおりとする。
 - イ 重要な社内会議で決議された事項
 - ロ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ハ 毎月の経営状況として重要な事項
 - ニ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ホ 重大な法令・定款違反
 - ヘ 重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - (c) 取締役及び使用人は、法律違反行為を確認したとき等、必要な場合には、監査等委員会に対して直接情報提供や通報を行うことができる。
- h 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社グループは、監査等委員会へ報告した当社の取締役、監査等委員会及び使用人に対し、通報又は相談したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護する。

- i 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - 監査等委員が職務を執行する上で、当社グループに対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。

- j その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査等委員会は代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
 - (b) 監査等委員は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができる。
 - (c) 監査等委員会は監査法人又は会計監査人と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて監査法人又は会計監査人に報告を求める。

- k 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - 財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制基本方針に基づき、財務報告に係る体制を構築し、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、運用する。

- l 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制
 - (a) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
 - イ 当社グループの社内規程等に明文の根拠を設け、代表取締役以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
 - ロ 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。

 - (b) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
 - イ 「反社会的勢力対策規程」において、反社会的勢力に対する基本方針等について明文化し、全役職員の行動指針とする。
 - ロ 反社会的勢力の排除を推進するために経営管理グループを統轄管理部署とし、また、不当要求対応の責任者を設置する。
 - ハ 「反社会的勢力対策規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。
 - ニ 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
 - ホ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。

- ハ 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会にて決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための内部統制システムの運用を行っております。

当社全体の効率的かつコンプライアンスを遵守した経営の推進を目的として、「取締役会規程」及び「職務権限規程」等の業務執行に関する権限と責任を定めた規程類を整備するとともに、内部監査や当社グループの役職員を対象とするコンプライアンス研修等を実施し、「企業理念」や「行動指針」の浸透定着を図っております。

また、取締役会及び経営管理グループは組織横断的なリスク状況の監視並びに全社的な対応を行っており、当社グループ全体のリスク管理体制を構築しております。

加えて、監査等委員会監査の実効性確保を目的として、監査等委員及び監査等委員会の職責と監査体制を定めた「監査等委員会監査等基準」及び「監査等委員会規程」等の規程類を整備しております。

「内部統制システム構築に関する基本方針」の取り組み結果については、取締役会において経営管理グループ長により報告され、適切に運用されていることを確認しております。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】		【流動負債】	
現金及び預金	767,888	未払金	152,853
売掛金及び契約資産	267,787	未払費用	24,594
前払費用	44,826	前受金	69,960
未収消費税等	14,737	預り金	16,559
未収還付法人税等	29,881	流動負債合計	263,968
その他	33,989	【固定負債】	
貸倒引当金	△3,376	株式給付引当金	11,220
流動資産合計	1,155,735	固定負債合計	11,220
【固定資産】			
(有形固定資産)			
建物（純額）	10,574		
建物附属設備（純額）	10,165		
工具、器具及び備品（純額）	2,143		
有形固定資産合計	22,882		
(無形固定資産)			
ソフトウェア	682,364		
ソフトウェア仮勘定	484,217		
その他	932		
無形固定資産合計	1,167,515	負債合計	275,188
(投資その他の資産)		純資産の部	
長期未収入金	1,588	【株主資本】	
差入保証金	53,547	資本金	298,370
繰延税金資産	79,950	資本剰余金	256,865
その他	1,995	利益剰余金	1,815,458
貸倒引当金	△1,819	自己株式	△179,828
投資その他の資産合計	135,262	株主資本合計	2,190,865
固定資産合計	1,325,660	非支配株主持分	15,341
資産合計	2,481,395	純資産合計	2,206,206
		負債純資産合計	2,481,395

連結損益計算書

(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
【売上高】		1,932,007
【売上原価】		750,790
売上総利益		1,181,217
【販売費及び一般管理費】		1,115,595
営業利益		65,621
【営業外収益】		
受取利息	1,512	
貸倒引当金戻入額	367	
違約金収入	352	
補助金収入	6,340	
その他	721	9,295
【営業外費用】		
営業外支払手数料	192	
為替差損	1,341	
その他	0	1,534
経常利益		73,382
【特別損失】		
固定資産除却損	79,924	
減損損失	36,484	116,408
税金等調整前当期純損失 (△)		△43,025
法人税、住民税及び事業税	918	
法人税等調整額	△34,918	△33,999
当期純損失 (△)		△9,026
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△5,245
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△3,780

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	298,370	256,865	1,819,239	△131,715	2,242,759
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△3,780		△3,780
自己株式の取得				△48,209	△48,209
株式給付信託による 自己株式の処分				96	96
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	△3,780	△48,113	△51,893
当期末残高	298,370	256,865	1,815,458	△179,828	2,190,865

	非支配 株主持分	純資産合計
当期首残高	20,586	2,263,346
当期変動額		
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)		△3,780
自己株式の取得		△48,209
株式給付信託による 自己株式の処分		96
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△5,245	△5,245
当期変動額合計	△5,245	△57,139
当期末残高	15,341	2,206,206

連結注記表

(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 ファンタムスティック株式会社

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

ファンタムスティック株式会社の決算日は12月31日であります。

当連結会計年度において、連結子会社であるファンタムスティック株式会社は、決算日を9月30日から12月31日に変更しました。そのため、当該連結子会社の当連結会計年度における会計期間は15ヶ月となっております。この変更による連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 22～24年

建物附属設備 8～15年

工具器具備品 4～15年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

ソフトウェア 5年（社内における

（自社利用分） 見込利用可能期間）

② 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 株式給付引当金

株式給付信託制度（J-ESOP-RS）による当社株式の給付に備えるため、株式給付規程に基づき、従業員に割り当てられるポイントの見込額に応じた当社株式及び金銭の給付見込額を計上しております。

③ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの事業における主な履行期限の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

イ. eラーニング事業

eラーニング事業は当社コンテンツサービスの利用月毎に発生するサービス利用料、利用者IDにつき課金されるID利用料と、当社コンテンツサービス導入時にかかる初期導入料、教育現場へのコンサルティング及びサポート料等提供を行っております。月々のサービス及びID利用料につきましては、利用期間にわたり履行義務が充足するものとして収益を認識しており、初期導入料、コンサルティング及びサポート料等は顧客との契約に基づき、役務の提供が完了した月に収益を認識しております。

ロ. 受託開発事業

教育にかかるコンテンツ等受託開発及び関連する保守、メンテナンスサービスの提供を行っております。受託開発につきましては、顧客との契約に基づき、ごく短期的な受託開発を除き履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。保守、メンテナンスサービスにつきましては、顧客との契約期間において継続的に収益を認識しておりますが、毎月の履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。

ハ. アプリ開発事業

学習コンテンツを自社開発し、サブスク型アプリ提供を行っております。アプリの利用期間にわたり履行義務が充足されるものであることから、当該履行義務が充足される利用期間にわたり収益計上をしています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	22,882千円
無形固定資産	1,167,515千円
減損損失	36,484千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法及び主要な仮定

固定資産の主な内容は、eラーニング事業に関連した自社利用のソフトウェア及びソフトウェア仮勘定です。

固定資産について、これらを使用して提供するサービスの性質、市場の類似性等を考慮しグルーピングしております。

当連結会計年度において、連結子会社であるファンタムスティック社のソフトウェアについて減損の兆候を認識し、将来キャッシュ・フローが見込めないため、回収可能額を零として減損損失を計上しております。

eラーニング事業に関連する固定資産については、営業損益の実績及び将来の事業計画等に基づき、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスではなく、使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化はありません。また、eラーニング事業を縮小させるような市場環境の著しい悪化、提供サービスの優位性を低下させるような技術環境の著しい悪化、法律改正や規制の変更のような法的環境の著しい悪化等はなく、経営環境が著しく悪化しておらず、また、悪化する見込みではないと判断しております。そのため、減損の兆候はないと判断しております。

ロ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の経済状況及び経営環境の変化により、減損の兆候が発生する場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 79,950千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社グループは収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積額及び将来加算一時差異に基づいて、一時差異等のスケジューリングの結果、将来の税金負担額を軽減することができると思われる範囲内で繰延税金資産を認識しております。繰延税金資産の回収可能性は、中期経営計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、判断しております。

ロ. 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断に当たって、将来の課税所得の見積りは、当社グループの中期経営計画を基礎としており、中期経営計画においては新規導入校数及び利用ID数の獲得見込みを主要な仮定としております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の経済状況及び経営環境の変化により、課税所得の見積りの基礎となる仮定が変動する場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2023年11月2日開催の取締役会決議において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP-RS）」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて決議いたしました。

本制度は、米国のESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し当社の業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。なお、従業員が在職中に当社株式の給付を受ける場合、従業員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で譲渡制限契約を締結することとします。これにより、従業員が在職中に給付を受けた当社株式については、当該従業員の退職までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

当社は、J-ESOP-RSの導入に際し、従業員株式給付規程を制定しております。

当社は、従業員株式給付規程に基づき、従業員に将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。なお、J-ESOP-RSに係る株式会社日本カストディ銀行（信託E口）の2025年12月31日現在の保有株式数は114,676株であります。

なお、総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額につきましては、該当事項はありません。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

建物	1,879千円
建物附属設備	7,297千円
工具、器具及び備品	5,094千円

6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 固定資産除却損

固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	79,924千円
-----------	----------

(2) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
ファンタムスティック ㈱(東京都港区)	事業用資産	ソフトウェア	36,484千円

当社グループは、原則として独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位をグルーピングの基準にしており、連結子会社は各社をグルーピングの単位としております。

事業用資産について、将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能価額は、将来キャッシュ・フローが見込めないため零として評価しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式	6,694,764株
------	------------

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金調達について、運転資金及び少額の設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。また、資産運用について、一時的な余資を、安全性の高い金融資産で運用しています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品の内容に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程等に従い、営業債権について、営業部門であるマーケティンググループ及び経営管理グループが主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部門からの報告に基づき経営管理グループが月次で資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

・資金調達に係る金利リスクの管理

資金調達時には、金利の変動動向の確認又は他の金融機関との金利比較を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「未収消費税等」、「未収還付法人税等」及び「未払金」については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金	53,547	51,856	△1,690
資産計	53,547	51,856	△1,690

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	－	51,856	－	51,856
資産計	－	51,856	－	51,856

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
差入保証金

差入保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを返還予定時期に基づき国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

eラーニング事業	1,847,371千円
受託開発事業	47,392千円
アプリ開発事業	37,244千円
顧客との契約から生じる収益	1,932,007千円
その他の収益	－千円
外部顧客への売上高	1,932,007千円

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループの事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

①eラーニング事業

eラーニング事業は当社コンテンツサービスの利用月毎に発生するサービス利用料、利用者IDにつき課金されるID利用料と、当社コンテンツサービス導入時にかかる初期導入料、教育現場へのコンサルティング及びサポート料等提供を行っております。月々のサービス及びID利用料につきましては、利用期間にわたり履行義務が充足するものとして収益を認識しており、初期導入料、コンサルティング及びサポート料等は顧客との契約に基づき、役務の提供が完了した月に収益を認識しております。

②受託開発事業

教育にかかるコンテンツ等受託開発及び関連する保守、メンテナンスサービスの提供を行っております。受託開発につきましては、顧客との契約に基づき、ごく短期的な受託開発を除き履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。保守、メンテナンスサービスにつきましては、顧客との契約期間において継続的に収益を認識しておりますが、毎月の履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。

③アプリ開発事業

学習コンテンツを自社開発し、サブスク型アプリ提供を行っております。アプリの利用期間にわたり履行義務が充足されるものであることから、当該履行義務が充足される利用期間にわたり収益計上をしております。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高

契約資産（期首残高）	724千円
契約資産（期末残高）	1,965千円
契約負債（期首残高）	122,264千円
契約負債（期末残高）	69,960千円

契約資産は、主にソフトウェアの受注制作の一定期間にわたり履行義務が充足される契約について、未請求の受注制作等の対価に対する権利のものであります。

契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で、顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に、サービスの提供前に顧客から受け取った前受金であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、122,264千円であります。なお、過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価額

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価額については、当初に予定される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

	2025年12月31日
1株当たり純資産額	347.23円
1株当たり当期純損失（△）	△0.60円

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

損益計算書

(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
【売上高】		1,847,371
【売上原価】		705,361
売上総利益		1,142,009
【販売費及び一般管理費】		1,046,562
営業利益		95,446
【営業外収益】		
受取利息	1,459	
貸倒引当戻入額	367	
違約金収入	352	
補助金収入	6,340	
その他	711	9,231
【営業外費用】		
営業外支払手数料	192	
為替差損	1,330	
その他	0	1,523
経常利益		103,155
【特別損失】		
固定資産除却損	99,327	99,327
税引前当期純利益		3,827
法人税、住民税及び事業税	530	
法人税等調整額	1,349	1,879
当期純利益		1,948

株主資本等変動計算書

(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	298,370	295,370	295,370	1,819,487	1,819,487
当期変動額					
当期純利益				1,948	1,948
自己株式の取得					
株式給付信託による 自己株式の処分					
当期変動額合計	-	-	-	1,948	1,948
当期末残高	298,370	295,370	295,370	1,821,435	1,821,435

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△131,715	2,281,512	2,281,512
当期変動額			
当期純利益		1,948	1,948
自己株式の取得	△48,209	△48,209	△48,209
株式給付信託による 自己株式の処分	96	96	96
当期変動額合計	△48,113	△46,164	△46,164
当期末残高	△179,828	2,235,347	2,235,347

個別注記表

(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	22～24年
建物附属設備	8～15年
工具器具備品	4～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

ソフトウェア	5年（社内における （自社利用分） 見込利用可能期間）
--------	--------------------------------

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 株式給付引当金

株式給付信託制度（J-ESOP-RS）による当社株式の給付に備えるため、株式給付規程に基づき、従業員に割り当てられるポイントの見込額に応じた当社株式及び金銭の給付見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の事業における主な履行期限の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

① eラーニング事業

eラーニング事業は当社コンテンツサービスの利用月毎に発生するサービス利用料、利用者IDにつき課金されるID利用料と、当社コンテンツサービス導入時にかかる初期導入料、教育現場へのコンサルティング及びサポート料等提供を行っております。月々のサービス及びID利用料につきましては、利用期間にわたり履行義務が充足するものとして収益を認識しており、初期導入料、コンサルティング及びサポート料等は顧客との契約に基づき、役務の提供が完了した月に収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	22,511千円
無形固定資産	1,360,873千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に記載されている内容と同一のため、記載を省略しております。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	11,126千円
--------	----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

連結注記表に記載されている内容と同一のため、記載を省略しております。

4. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引については、連結計算書類「連結注記表 4. 追加情報」に同一の内容を記載していますので、注記を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

建物	1,879千円
建物附属設備	7,297千円
工具、器具及び備品	2,177千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債務	39,958千円
--------	----------

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社に対する取引高

営業取引による取引高	284,872千円
------------	-----------

(2) 固定資産除却損

固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	99,327千円
-----------	----------

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 385,146株

(注) 普通株式の自己株式の株式数には、その計算において控除する自己株式に株式給付信託 (J-ESOP-RS) が保有する当社株式を含めております。なお、当事業年度における当該株式の期末株式数は114,676株であります。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	49,755千円
株式給付引当金	3,567
繰越欠損金	3,099
貸倒引当金	1,599
減損損失	1,071
フリーレント賃料	1,050
一括償却資産	107
その他	631
繰延税金資産小計	60,881
評価性引当額	△49,755
繰延税金資産合計	11,126
繰延税金資産純額	11,126

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度から、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日から開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金 (千円)	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ファンタムステイック株式会社	100,000	所有 直接 52.2	役員の兼任 ソフトウェア開発委託	ソフトウェア開発委託等	284,872	未払金	39,958

取引条件及び取引条件決定方針等

(注) 期末残高には消費税等が含まれております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

eラーニング事業	1,847,371千円
顧客との契約から生じる収益	1,847,371千円
その他の収益	—千円
外部顧客への売上高	1,847,371千円

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産（期首残高）	—千円
契約資産（期末残高）	—千円
契約負債（期末残高）	120,063千円
契約負債（期末残高）	90,465千円

基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表 9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予定される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

	2025年12月31日
1株当たり純資産額	354.28円
1株当たり当期純利益	0.31円

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

株式会社すららネット
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本間 洋一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐 忠

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社すららネットの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社すららネット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

株式会社すららネット
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本間 洋一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐 忠

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社すららネットの2025年1月1日から2025年12月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月25日

株式会社すららネット 監査等委員会
監査等委員 小林 洋光 ㊞
監査等委員 藤本 知哉 ㊞
監査等委員 加藤 慶 ㊞

(注) 監査等委員 小林洋光、藤本知哉及び加藤慶は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員2名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から特段の意見はありません。

取締役候補者（監査等委員である取締役を除く。）は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ゆのかわ たかひこ 湯野川 孝彦 (1960年10月10日生)	1985年4月 株式会社日本エル・シー・エー (現 株式会社エル・シー・エー ホールディングス)入社 1999年12月 株式会社イデア・リンク 代表取締役就任 2002年5月 株式会社リンク総研常務取締役 就任 2003年4月 株式会社ベンチャー・リンク (現 株式会社C&I Holdings)入社 2005年2月 株式会社カープスジャパン取締役 就任 株式会社キャッチオン代表取締役 就任 2006年6月 株式会社ベンチャー・リンク常務 執行役 事業開発本部 本部長 2010年10月 当社代表取締役社長就任(現任) 2022年1月 ファンタムスティック株式会社 取締役就任(現任)	1,333,534株
2	かきうち みき 柿内 美樹 (1972年9月7日生)	1995年9月 株式会社語学春秋社入社 2000年4月 株式会社水王舎取締役就任 2005年12月 株式会社キャッチオン取締役 就任 2008年7月 株式会社ベンチャー・リンク (現 株式会社C&I Holdings)入社 2008年8月 当社取締役就任(現任) 2024年12月 ファンタムスティック株式会社 取締役就任(現任)	407,118株

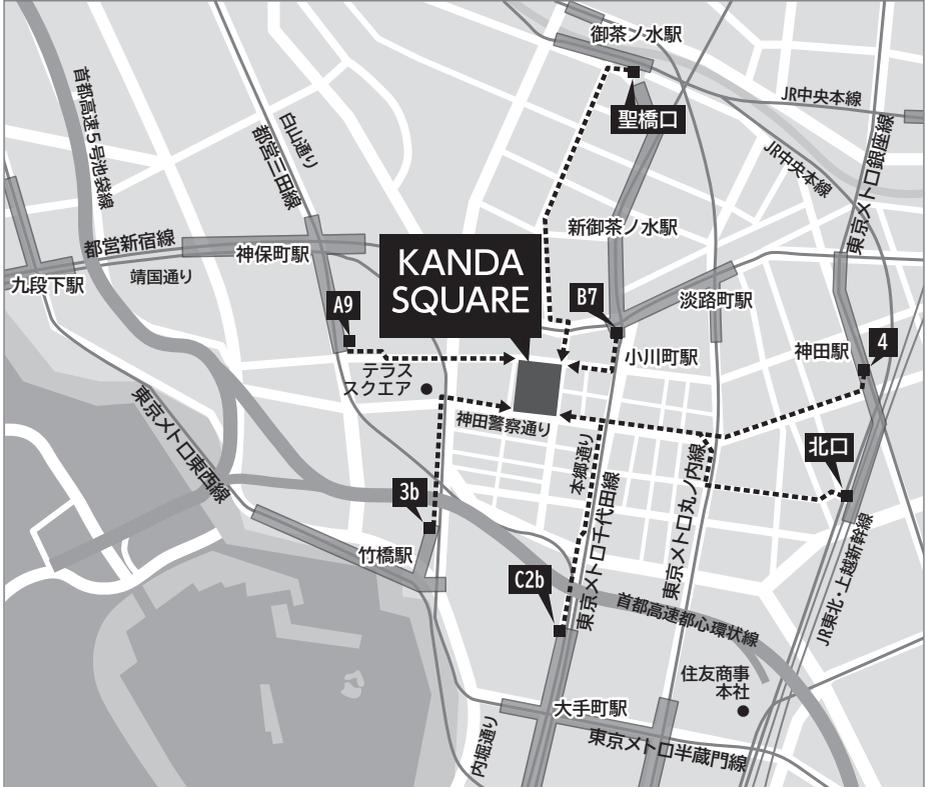
(注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1
KANDA SQUARE (神田スクエア) 3階 SQUARE ROOM



※ 駐車場の用意はございません。お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

交通

■ 都営新宿線
小川町駅：・ B7出口 徒歩3分

■ JR各線
神田駅：・ 4番/北口 徒歩10分